

平成 23 年（2011 年）2 月 18 日

病院事業への地方公営企業法全部適用について

市立豊中病院事務局

全適にかかる平成 22 年 12 月定例会可決条例案件

平成 22 年 12 月 22 日可決

1. 豊中市病院事業の設置等に関する条例
→現在病院事業に適用されている財務規定を除く地方公営企業法の規定の全部を平成 23 年 4 月 1 日から適用することを規定。

2. 地方公営企業法の全部適用に係る規定整備
 - 豊中市行政手続条例
 - 豊中市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
 - 豊中市意見公募手続に関する条例
 - 豊中市情報公開条例
 - 豊中市個人情報保護条例
 - 懲戒条例
 - 豊中市職員旅費支給条例
 - 一般職の職員の給与に関する条例
 - 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例
 - 退職手当条例
 - 職員定数条例

→全部適用移行に伴い、条例上、「市立豊中病院」、「病院事業管理者」等の文言を追加。

*市長等の給与に関する条例、市長等の退職手当に関する条例→3月議会に上程予定